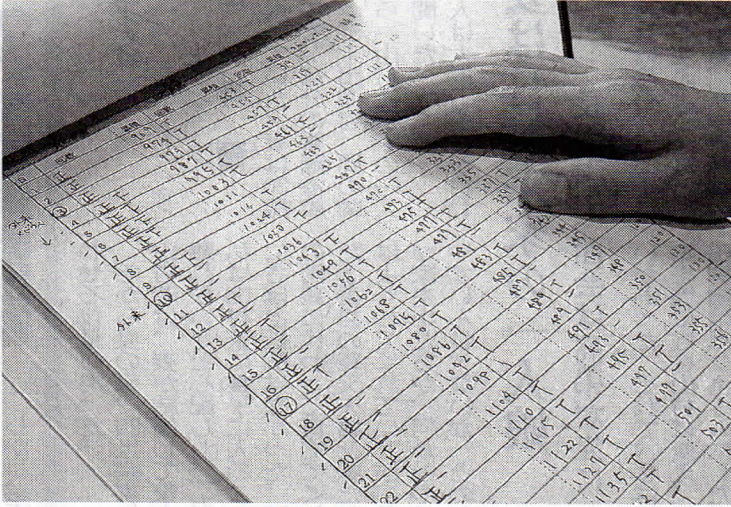


東京都三鷹市で女子高校生が元交際相手に刺殺された事件などをきっかけに、ストーカーの加害者に治療を受けさせる取り組みが広がりつつある。規制や警告だけでなく、メンタル面から原因を取り除こうという手法で、警察も注目している。ただ本人の同意が前提で、受診させる仕組みづくりが必要との指摘もある。

## 三鷹の事件など機に注目

# ストーカー対策 加害者に治療



元加害者の女性は疑似メールを反復する治療で行動をコントロールできるようになった

## 衝動を制御／受診促進 課題

「彼を追い求め、自分は幸せにならないと気付いた」。知人男性へのつきまといなどを繰り返し、今年5月から約2カ月、国立病院機構下総精神医療センター（千葉県）で入院治療を受けた関東地方の30代女性は、さばさばした表情で振り返る。

■疑似体験重ねる 月に100通以上のメールを送りつけたり、何度も自宅に押しかけたりし、警察にストーカー規制法に基づく警告を受けた。「自分では衝動を抑えられない」と、NPOの紹介で同センターを訪れた。

治療では「また会いたい」といったメールを送り、相手から反応がない、といった疑似体験を繰り返す。そのたびにノートに記録し、やがて「メールを送っても意味がない」と意識に刷り込まれるという。

この手法は薬物依存症の治療に応用した。薬物

依存症患者では500人以上を治療した実績があるという。センターの平井慎二医師は「薬物依存もストーカーも『分かっているがやめられない』という点が共通しており、同じ手法が有効なはず」と話す。

「認知行動療法」も成果を出しつつある。ストーカーやDVに取組む「男女問題解決支援センター」（東京）の代表理事、福井裕輝医師は、2010年以降、100人以上の加害者を治療。ほぼ全員に改善の兆候があったという。

治療では、待ち伏せなどに至った経緯やその際の感情を書き出してもらい、次第に「直前に上司に怒られた」「仕事が行き詰まっていた」などの要因で正常に判断できなかったことに気づき、ストーカー行為が収まっていくという。

■警視庁がパンフ この

目。警視庁は今年度から、ストーカー規制法に基づき警告を受けた加害者に同センターのパンフレットを渡している。三鷹市の女子高校生殺害を機に発足した警察庁の有識者検討会（座長・前田雅英首都大学東京法科大学院教授）も8月の報告書で、医療機関と連携した更生プログラムの実施を検討するよう求めている。

ただ、こうした治療を受けるのは加害者の同意が前提となる。受診を勧めても、「『病人扱いするな』などと抵抗するケースがほとんど」（警視庁幹部）。

ストーカー対策に取り組むNPO法人「ヒューマニティ」（東京・大田）でも今年、ストーカー10人以上に病院を紹介したが、受診したのは2人だけだった。小早川明子理事長は「警告対象者の受診を法律で義務付けるなど、ある程度強制的な仕組みが必要」と訴える。